

日教組香川 2024.5



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtukagawa@circus.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

教職調整額

4% → 10%

「令和の日本型学校教育」を推進するための環境整備に関する
総合的な方策について（審議まとめ）（素案）

令和6年4月19日
質の高い教師の確保特別部会
(第12回)
資料 1

(目次)

はじめに.....2

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状.....4

1. 我が国の学校教育の現状.....4

2. 子供たちが抱える課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化.....6

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状.....7

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方.....11

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿.....11

2. 教師を取り巻く環境整備の目的.....13

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性.....14

第3章 学校における働き方改革の更なる加速化.....16

1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等.....16

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進.....21

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等.....26

第4章 学校における働き方改革の確保に向けた取組の充実.....29

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等.....31

2. 支援スタッフの配置の在り方等.....45

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成.....45

第5章 教師の処遇改善.....46

1. これまでの経緯.....46

2. 教職の専門性を生かした教師の処遇改善の在り方について.....50

3. 教職の専門性を生かした教師の処遇改善の在り方について.....53

第6章 教師の処遇改善の実施方針.....53

だまされてはいけない

「定額働かせ放題」は変わらない

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない

全国で一番なかまの多い日教組香川へ

日教組香川



HP

Instagram



Facebook



日教組

公式LINE



給特法の見直し・廃止で 持続可能な学校を求めよう

4月19日(金)、文科省は、中央教育審議会の特別部会、「質の高い教師の確保特別部会」の第12回)で、資料1『「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)(素案)』を示しました。

審議のまとめ(素案)

特に、以下の内容が中心に示されました。

「学校における働き方改革の更なる加速化」として

- 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に向けて、「学校・教師が担う業務に係る3分類」3分類に基づく14の取組の徹底を図る。
- 必ずしも1,015単位時間を確保するために週29単位時間の授業を実施する必要はない。
- 将来的には、教師の平均の時間外在校等時間が月20時間程度となることを目指す。
- 教師が正規の勤務時間の途中に定められた休憩時間を適切に確保できるようにすること。
- 「勤務間インターバル」の取組を学校においても進めることには大きな意義がある。
- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度の導入を促進していくことが必要である。

「学校の指導・運営体制の充実」として

- 教師の時間外在校等時間が長くなる要因となるため、持ち授業時数が多い場合にはその軽減が必要。
- 教職員が安心して産休や育休を取得することができるような体制の整備が必要。
- 学校内外との連携・調整機能を充実させるため、「新たな職」を創設。
- 事務職員が組織的に業務を処理できるようにする学校共同事務室の設置促進を図る観点から、学校共同事務室には原則として加配を行うなど、事務職員の配置充実を検討。

「教師の処遇改善」として、

- 教師の職務等の特殊性を踏まえると、通常の時間外勤務命令に基づく勤務や労働管理、とりわけ時間外勤務手当制度には馴染まないものであり、教師の勤務は、正規の勤務時間の内外を問わず包括的に評価すべきであって、一般行政職等と同様な時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理を行うことは適当ではない。
- PDCAサイクルを通じて学校における働き方改革の推進を図るとともに、働き方改革の現状や改革の進捗状況を公表することなどを、全ての服務監督教育委員会が着実に実行する仕組みを検討すること等により、時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当。また、教師の持ち授業時数の減少をはじめとした教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充など、学校の指導・運営体制の充実により、時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当。
- 教師の職務等の特殊性を踏まえ本給相当として支給

される教職調整額の率については、少なくとも10%以上とすることが必要であり、その水準を目指していく。

- 教諭(2級)と主幹教諭(特2級)の間に給料表上、新たな級を創設する必要。
- 現在、一律支給されている義務教育等教員特別手当について、職務の負担に応じた支給方法に見直すこととし、学級担任について手当額を加算する必要がある
- 管理職手当を改善

今回の審議のまとめ(素案)の大きなポイントは、教職調整額を4%から10%以上に引き上げるべきだとする素案です。実現すれば半世紀ぶりの引き上げとなりますが、実際の勤務時間に応じた残業代が支払われない枠組みは残ることになります。高度専門職である教員の仕事は自発性や創造性に委ねる部分が大きく職務の線引きが難しいとして、一律で上乘せする枠組みは残ることになります。つまり『定額働かせ放題』は変わりません。

改正給特法ってどんなもの

業務を行う時間を「在校等時間」として客観的に把握し、上限時間が定められました。

2020年の4月に施行された改正給特法では、これまで勤務時間すら把握されていなかった学校現場に「在校等時間」という新たな考えではありますが、少なくとも学校で行っている業務・校外での引率等の業務について、勤務時間外に行われるものも含め客観的方法で外形的に把握し、時間外の勤務に上限を設けることになりました。

★在校等時間とは、在校している時間+職務として行う校外での引率業務等

★在校等時間に含まれないもの

- ①勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間(自己申告による)
- ②実際に取れた休憩時間

しかし、課題もあります。持ち帰り業務の時間はカウントされない(業務を行っている時間とみなされない)、在校等時間に含まれない休憩時間について実際に取れた休憩時間とすべきところを機械的に45分除算されている、上限を超えても罰則がない。また、施行後には、上限を守るためにタイムカードを打刻後業務をする、などの虚偽の報告もあります。

上限時間を正しく知っている？

改正給特法は改正労基法と同じ上限時間。ただし罰則はない。

「上限は45時間でしょう」そうです。ですが、正しくは【上限時間の原則】として次の2つが定められています。

- ① 1か月の時間外在校等時間について45時間以内
 - ② 1年間の時間外在校等時間について360時間以内
- ②をクリアするには月平均時間外在校等時間は単純計算で30時間になります。「休みなどの長期休業中は下回っているから他の月が上回っても超えないでしょう」そうでしょうか。22年に実施した文科省教員勤務実態調査では、8月の平日1日平均の在校等時間は8時間26分（時間外在校等時間41分）、休日1日59分となっており、単純に平日41分×20日+休日59分×8日=21時間32分です。

図1 職業別夏季休業期間における教員の1日当たりの在校等時間

(時間：分)

平日(勤務日)			
	小学校	中学校	高等学校 (参考値)
校長	8:25	8:29	9:04
副校長・教頭	9:15	9:19	9:35
教諭	8:04	8:26	8:44

※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。
 ※在校等時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

(時間：分)

土日			
	小学校	中学校	高等学校 (参考値)
校長	0:15	0:36	0:47
副校長・教頭	0:19	0:35	0:52
教諭	0:06	0:59	1:12

〔22年文科省教員勤務実態調査〕

「360時間」の上限もある

学校現場では①の「月45時間」を守ることだけが至上命令のように言われていますが、②の「年間360時間以内」についても正しく守られるべき上限時間です。

さらに「児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の上限時間」も定めがあります。

- ① 1か月の時間外在校等時間100時間未満
- ② 1年間の時間外在校等時間72時間以内
- ③ 連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内
- ④ 時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで

2020年4月“働き方改革”の名のもとに、働きすぎを抑制し労働者の健康を守る目的で、時間外勤務に罰則付きで上限を定める労働基準法が改正されました。給特法についても同様の趣旨で改正されました。【上限時間の原則】、【臨時的な特別な事情がある場合の上限時間】は、労働基準法と同じ上限時間です。しかし、給特法には罰則はありません。

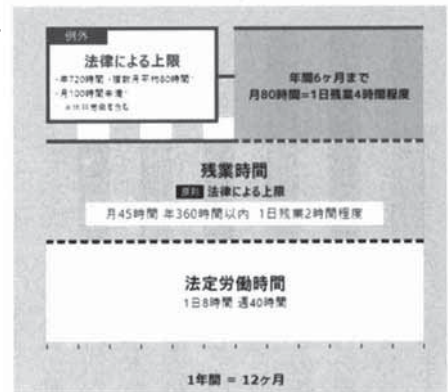
学校は「臨時的な特別な事情」にあたるのか

仮に「臨時的な特別な事情」であったとしても前節の①～④すべてを満たす必要があります。

ある月が「臨時的な特別な事情」で時間外在校等時間が95時間となったとしたら、前月・翌月とも65時間以内でなくてはならず、かつ月45時間を超えるのは6か月までとなります。

労基法と同じ上限時間・要件であり、労基法第36条の特別条項の上限である過労死ライン月80時間×3か月以内は「これを超えると生命に危険が及ぶ」ことから、上限を超えることは許されず、働き方を強く規制するものです。

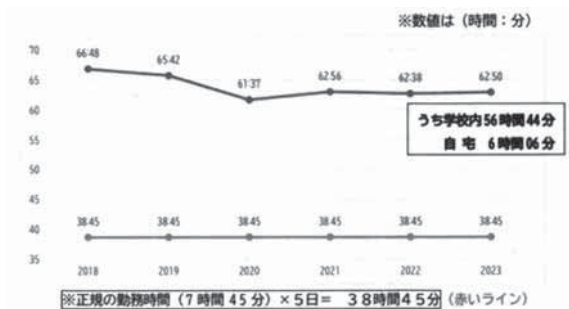
図2



〔労働基準法第36条：厚労省〕

日教組23Web調査では持ち帰りも含めた教員の月の平均時間外労働時間は96時間20分、中学校では116時間28分となっており、休憩時間も取れない（平均休憩時間12.7分）状況や部活動による土日勤務なども相まって過労死ラインを超えた働き方が常態化しています。長時間労働是正は待たなしの状態なのです。

図3 1週間の労働時間の推移



〔日教組23Web調査〕

改正給特法の効果はあったのか？

改正給特法施行から3年経った2022年に実施した文科省教員勤務実態調査では、改正前に実施した2016年調査から6年経過しても、平日でわずか30分程度しか時間外勤務時間は短縮されていませんでした。タイムカードなどによる客観的勤務時間管理や留守番電話の設置、長期休業中における閉庁日の設定や14の業務について学校以外などへの移行(いわゆる業務の三分類)が推奨されたにもかかわらず、です。

日教組意見投稿フォームには「もう学校の努力では限界」や「早く帰れと言われても業務は減っていない」

県教委「令和6年度の『香川型指導体制』について」

県教委は、「令和6年度の『香川型指導体制』について」発表しました。

1 要旨

香川型指導体制は、新学習指導要領の円滑な実施や児童生徒の問題行動など、学校が直面する諸課題に積極的に対応し、すべての児童生徒の学力向上に向けた指導の充実を図ることを目指し、小・中学校における35人学級の実施、小学校高学年における教科担任制の拡充の2つの柱からなる本県独自の指導体制として実施しています。

2 内容

小・中学校における35人学級の実施

小学校、中学校全学年で35人学級を実施します。

小学校1～4年生は、義務標準法に基づき、編制基準が35人です。

中学校は、全学年で本県の編制基準を35人とし、定数配置します。

小学校は、5・6年生で35人学級の実施によって増加する学級数分(学級担任分)を加配措置します。

小学校高学年における教科担任制の拡充

小学校において、児童の意欲・関心を高めたり理解を深めたりできるよう、専門性の高い指導や授業の質の向上を図るために、小学校高学年において、3～4教科、週7～8時間程度、専科担当教員による専門的

な指導に必要な加配措置をします。

加えて、学級経営の安定を図り、学力向上の基盤となる生活規律や学習習慣の指導の徹底や基礎学力の定着を図る指導の充実のため、特別な支援を要する児童生徒や生徒指導上の課題のある児童生徒への対応等についても充実を図ります。

① 少人数指導

小学校の4教科、中学校の5教科を対象とし、学校が実情に応じて、実施教科の選択や指導形態の工夫を行い、20数人程度の少人数指導等を実施できるようにします。

② 専任特別支援教育コーディネーター

専任の特別支援教育コーディネーターを配置し、保護者との信頼関係の構築や学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整を行うことで、校内体制を整備し、組織的な対応により特別支援に関する課題を克服できるようにします。

③ 生徒指導対応

小・中学校での問題行動多発化に見られる荒れ等に対応し、円滑な授業実施のため、学年・学校全体に日常的に関わる教員を配置し、組織体制による指導を実施できるようにします。

(3面から続く)

持ち帰りが増えただけ」などの声が寄せられ、行政主導による業務移行や業務そのものの削減、持ち授業時数制限や教職員定数の改善、配置の拡充、そして教員だけに適用されている給特法の廃止・抜本的見直しを求める意見が多数に上っています。

新たに中教審諮問はされたとはいえ

2020年4月の改正給特法には、「3年後を目途に教員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること」との附帯決議が付されています。改正法案審議における国会答弁で萩生田文科大臣(当時)は、「3年後に実施される教員の勤務実態調査をふまえて、給特法などの法的な枠組みについて根本から見直します。給特法が制定当初に想定された通りには機能していないことや労基法との考え方とのずれがあるとの認識は見直しの基本となる課題であり、これらの課題を整理できる見直しをしていきたい(一部省略)」と述べています。

しかし、勤務実態調査結果をうけて設置された中教審特別部会では、働き方改革の推進、処遇改善はうたうものの、給特法は現状を存置する議論に傾いており、「法の抜本的見直しにむけた検討」は置き去りにされています。給特法は法制定時の趣旨である教員の職務の特殊性はあるものの、勤務態様の特殊性はすでに形骸化していること、また、同じ教員である国立大学付属学校や私立学校は労基法適用となっており、公立学

校教員だけが「勤務時間の管理が難しい」「勤務時間の内外で切り分けられない業務」との理由は成り立ちません。

教職員が実感できる働き方改革の実現へ

日教組では学校現場の実感できる働き方改革、持続可能な学校を求めて、全国で、組合員一人ひとりが参画する運動をめざし展開してきました。意見投稿フォームには10,000を超える意見が集まり(そして12月から3か月という短い期間にもかかわらず「学校の大ピンチ!を救う方策を求める署名」は約70万筆を集約し、3月13日中教審・文科省に提出しました。

今回、中央教育審議会の特別部会「質の高い教師の確保特別部会」は、審議のまとめ(素案)として、給特法に手を付けず、処遇改善として、教職調整額を4%から10%以上に引き上げるべきだとする素案を示しました。これでは、『定額働かせ放題』は変わらないでしょう。また、多くの業務改善案がでましたが、平均の時間外在校等時間が月20時間程度となる可能性は少ないと言わざるおえません。

日教組香川は、日教組及び全国のなかまど、あくまで給特法の全面見直し、廃止を求めて通して、持続可能な学校の実現をもとめていきます。

※月刊JTU5月号『「変える。未来を」学校の働き方のこれから』を参考にしています

授業で使える小技や小ネタ④8(暗算の成果?)

石原清貴(元小学校教員)

・子どもを苦しめる引き算暗算

2年生の最初、啓林館は筆算の加減の前に2ケタ+1ケタの暗算計算の指導が入っています。例えば「36-8」のような繰り下がりの計算を暗算でやらされるのは嫌いです。なぜこんなに暗算にこだわっているのかは理解に苦しむのですが啓林館によると「暗算は思考力を鍛える」ことができると考えているらしく、何十年と筆算指導の前にこの手の暗算を挿入しています。でも、この暗算は子どもたちには不評です。そもそも10-8はやっているのですが30-8は具体操作を通してやった経験がないため、多くの子が戸惑うのです。そのため、かなりの子がここで苦しみます。(でもそのおかげで筆算の素晴らしさが理解できるという皮肉な現実もあります)

ところで「36-8」の暗算計算をどのように子どもたちがやっているのかご存じでしょうか?今回はこのことについてお話ししたいと思います。

<36-8の暗算のやり方>

①教科書方式 $36-8=30-8+6$

36を30と6に分解30から8を引き22、22に6を加えると28

②筆算型方式 $36-8=20+16-8$

36を20と16に分解して、16-8を行い答えの8を20と合わせ28

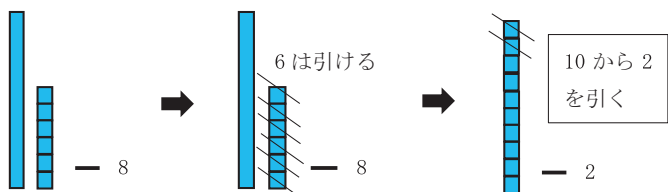
③減減方式 $36-8=30-(8-6)$

一位数同士を見比べ、大きい数から小さい数を引く(8-6)ことで差2を求め30から2を引く事で28を求める

教科書方式の暗算はできる子はできますが、理解できない子はできないままです。かといってそれ以外のやり方を教えてくる分けではありません。ただ、分からなくても筆算になるとすっきりとできるようになります。②の筆算方式も36を20と16に分ける意味が十分に分からないためうまく指導できません。

ところが意外に多くの子が③の方式をつかって繰り下がりの暗算をこなしているのです。

教科書にはなく、先生から教わるでもなく自然にこの方式を使って繰り下がりの引き算をこなしているのです。この暗算操作のルーツは減減法にあるのではないかとと思われるます。

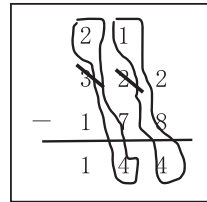


16-8=? ・16から8は引けないが6は引ける。
・引く数2が残る・10から2を引くと8

こういった方法をどうやって見つけたのかと聞くと友達同士や兄弟から教わったという話が出てきます。また

中にはこの方法を多位数の引き算にまで使っている子もいます。

<322-178>



- ・ $22-8=20-(8-2)$ 14
<十の位の2を1に>
- ・ $31-7=30-(7-1)$ 24
<百の位の3を2に>
- ・ $2-1=1$
- <答えは144>

実はこのやり方は私がS小学校で5年生を受け持っていたとき、ある子が教えてくれたのです。詳しい問題は忘れたのですが、授業中、私は形通り「322から178を引くだけけれど一の位が2でひく数が8で、2より大きいだろう。2から8は引けないから上の位から10を持ってきて引くのだ」と説明し、「引きやすいからといって、筆算の下の数字から上の数を引いてはいけない」と注意したのです。するとある子が「先生、下から上の数を引いてもできる」と言ってきたのです。そのとき私は「ええ、そんなことはない!」と言い切ってしまう、その子の言い分を聞かなかったのです。



石原清貴氏

その子の言い分をもっと聞いてその子にやり方の説明をしてもらっていたらよかったと未だに悔やまれます。私はその年に転勤したため、その子との交流が途絶えてしまい、未だに謝れずにいます。その子のやり方は決して間違っていないのです。

この事例は教師が自分の思い込みだけで、子どもの言い分に耳を貸さない典型だと思います。特に最近は教科書中心の授業が中心になっているようです。しかし、教科書に載っているやり方や考え方を押しつけるだけの授業になってはいけないと思います。子どもたちのつぶやきや発見に耳を傾け、「どうしてそう思うの?」「どうやったの?」などと問い返せる教師でありたいものです。

以前の話ですが、大型の天秤を作ってランドセルの重さを1kg粘土を使って測ったことがありました。ランドセルは1kgよりは多いけれど2kgよりは軽い。どうやって詳しい重さを求めるのかと子どもたちに考えてもらったことがありました。そうすると子どもたちが1/2操作を繰り返していき、ついに粘土とランドセルが釣り合う地点を発見したことがありました。私としては10等分を繰り返して小数に持って行きたかったのですが、子どもたちは分数を発見したのです。

これでいいのだと私は思いました。教科書に書いてあることを理解させる事が教師の仕事ではありません。実際に体験し、操作して、考え、相談し、工夫して結論を導き出す学習を作ることが本来の教師の仕事です。

気持ちよく 安心して 働けていますか？
JTU-カフェ&電話相談会

順調に
スタートできて
いますか

Open → 5月16日(木) **18:30~20:00**

@ 日教組香川事務所(高松市中野町 15-24 佐藤ビル1F)

毎月1回【JTU-カフェ】を **Open** しています！
 飲み物とお菓子を用意してお待ちしております。ぜひお気軽にお越しくださいね。
 組合員でない方も大歓迎です！ただし、お茶代 **500円** いただきます。
 引き続き電話・FAX でのご相談も引き続き承ります。
TEL: 0120-27-5925 FAX: 087-802-1642

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係で気になること
 など、お気軽にご相談ください。相談には、日教組香川役員、臨床
 心理士が対応させていただきます。



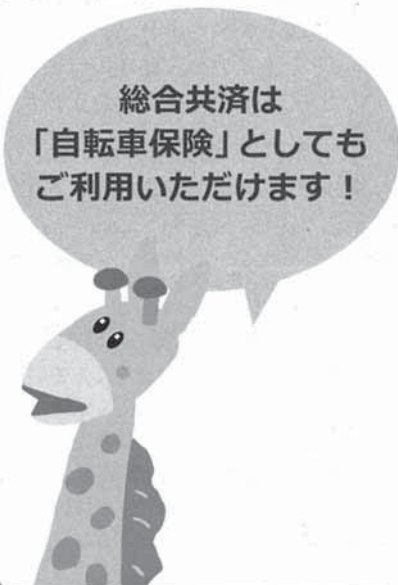
総合共済

月掛金 **900円**

契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

たとえばこんなとき、自転車で他人にケガを負わせてしまったら？

<p>日常の生活で</p>	<p>お子さまが通学中に</p>	<p>家庭訪問中に</p>
<p>「個人賠償責任補償」があなたとご家族を守ります</p>	<p>「教職員賠償責任補償」があなたを守ります</p>	



総合共済なら、日常の賠償事故も
 業務中の賠償事故も
最高 3,000万円まで補償！

それ以外にも
 役立つ補償が10種類
 ついてます！

※総合共済は、教職員共済の「総合共済」と、損害保険ジャパン株式会社の「傷害総合保険」「業務過誤賠償責任保険」を組み合わせたものです。
 ※この広告は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。制度内容をご確認ください。

資料請求はこちらから
 スマホからもカンタンです！

承19-企-25(1910) SJNK19-08956(2019.11.01)

厚生労働省認可
教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館
 電話 **0120-27-8140** FAX **0800-200-2207**

教職員共済

2025年度教員採用試験(2024年実施)対策講座 後期日程(4月~8月)

◆講座開講場所、内容、日程(予定)※変更する場合があります。最新日程はHPでご確認ください。

大川会場 長尾公民館		高松会場 ふらっと仏生山 (高松市仏生山交流センター)		丸亀会場 マルタス (丸亀市市民交流活動センター)	
・専門教養対策 ・集団面接対策 ・教育諸課題 ・TAC講座視聴 ・第1次試験直前対策 ・第2次試験直前対策 ・模擬授業等(各回の詳細はお問合せください)					
13	4/9(火) 19:00~21:00	7	4/13(土) 10:00~14:00 21会議室	10	4/11(木) 19:00~21:00
14	4/16(火) 19:00~21:00				
15	4/23(火) 19:00~21:00				
16	4/30(火) 19:00~21:00	8	4/28(日) 13:00~16:00 21会議室	11	5/2(木) 19:00~21:00
17	5/7(火) 19:00~21:00				
5/12(日)三地区合同教員採用試験対策講座(面接) 11:00~12:30 ふらっと仏生山					
18	5/14(火) 19:00~21:00	9	5/12(日) 13:00~16:00 11会議室	12	5/23(木) 19:00~21:00
19	5/21(火) 19:00~21:00				
20	5/28(火) 19:00~21:00	10	6/1(土) 14:00~16:30 11会議室(北)		
21	6/4(火) 19:00~21:00				
22	6/11(火) 19:00~21:00	11	6/15(土) 10:00~14:00 21会議室	13	6/13(木) 19:00~21:00
23	6/18(火) 19:00~21:00				
24	6/25(火) 19:00~21:00	12	6/29(土) 13:00~16:00 21会議室	14	7/4(木) 19:00~21:00
25	7/2(火) 19:00~21:00				
7/7(日)三地区合同教員採用試験対策講座(面接) 11:00~12:30 ふらっと仏生山					
26	7/9(火) 19:00~21:00	13	7/7(日) 13:00~16:00 21会議室	15	7/25(木) 19:00~21:00
27	7/16(火) 19:00~21:00				
28	7/23(火) 19:00~21:00	14	7/20(土) 13:00~16:00 21会議室		
29	7/30(火) 19:00~21:00	15	8/4(日) 10:00~14:00 21会議室	16	8/15(木) 19:00~21:00
30	8/6(火) 19:00~21:00				
31	8/13(火) 19:00~21:00	16	8/18(日) 10:00~14:00 21会議室		
32	8/20(火) 19:00~21:00				

- ◆主催:日教組香川教職員組合(日教組香川)
- ◆講師:日教組香川組合員(現職教員、OB等)
資格の学校 TAC 講師(講座録画視聴)
- ◆対象:香川県の教員をめざす講師の方々
(臨時採用教職員、非常勤講師)等
- ◆定員:各会場10名程度
- ◆申込期限:随時受付、定員になりしだい受付終了
します。
- ◆受講要件:日教組香川組合員になっていただき
組合費を納入すると受講ができます。
組合費は、1000円/月です。加入月から納入し
てください。「給与天引き」もできます。
- ◆申込方法等詳細は、下記までご連絡を
電話 0120-275-925
090-7757-2706
メール jtukagawa@circus.ocn.ne.jp

「資格の学校 TAC」は、40年
以上蓄積した合格するための独
自メソッドを活用し、毎年多くの
合格者を輩出している資格取得
の専門予備校です。
2年前から、この TAC と日教
組がタッグを組み、教員採用試
験対策講座を開催します。日教
組香川では、この講座の配信を
録画し、講座で視聴します。なお、
TAC の教員採用対策では、一番
低額な講座で53,000円(税
込)となっています。(HP から)

2025年度教員採用試験(2024年7~8月実施) 対策講座受講生募集中!!

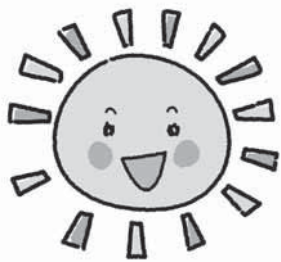
2023年10月より、県内3地区で開催中

	日時		場所
	後期(4~8月)		
大川会場	毎週火曜日		長尾公民館
	19:00~21:00		
高松会場	隔週土か日曜日		ふらっと仏生山 (高松市仏生山コミュニティセンター)
	原則10:00~14:00		
新 丸亀会場	3週間に1回、木曜日		マルタス (丸亀市市民交流活動センター)
	19:00~21:00		

詳細はHPで

今からでも
受講
できます

※日程は7面をご覧ください



☆資格の学校TACのオンライン講座

☆経験豊かな現職&OB教員の講師による
面接指導や模擬授業対策

☆自習時間等での個別対応

合格者の声

1次合格者、2次全員合格!! 教諭で採用!!

働きながら勉強することが難しい時事的な課題を、TACの動画を通して知ることができました。願書の志望動機などの添削もしていただき、文章を書くのが苦手な私にとっては、とても助かりました。集団面接の対策講座では、同じ教員採用試験を受ける方々と本番に近い形式で練習する事ができました。模擬授業の練習では、一緒になって授業の組み立てや流れを考えてくださったり、講座の日程とは別に模擬授業の対策をしていたり、励みになりました。

(小学校合格者)



対策講座のおかげで仕事と勉強のメリハリをつけて取り組めたと思います。そして何より集団討論や模擬授業など、一人では対策することが難しいことも受講者全員で議論や相談し合うことでしっかり対策して試験に臨めました!

(中学校社会合格者)



教員採用試験対策講座を受講することで、勉強に対するモチベーションを保つことができました。中でも一番良かったの集団討論対策です。何回も練習することによって場慣れしていき、本番にも落ち着いて臨むことができました。

(中学校理科合格者)



日教組香川はあなたの夢を実現するためのサポートをします。

お申し込み、お問い合わせは



または ☎ 0120-27-5925 まで